

阿賀野川水系流域委員会 公開規定（案）

第 1 条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会規約第 6 条に基づき、阿賀野川水系流域委員会（以下、「委員会」という。）の公開方法を定めるものである。

第 2 条（委員会開催の通知）

委員会の開催については、記者発表を行うとともに、北陸地方整備局ウェブサイトにより一般に周知する。

第 3 条（委員会の傍聴）

委員会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第 4 条（資料の配付）

委員会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配付する。

第 5 条（資料の公開）

委員会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

- 事務局は、委員会終了後速やかに議事概要を作成し、発言者に確認後、ウェブサイトにて公表する。なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第 6 条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和 5 年 月 日より施行する。